

様式 12

令和 8 年 7 月 1 日

茨城県知事殿

茨城県常陸太田市内堀町 3456

医療法人 在心会

理事長 根本 康子 ㊞

電話 0294(80)2080

決 算 届

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条
第 1 項の規定により届出します。



様式 12

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。（ただし、10及び11は社会医療法人に限る。）

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- （注）
1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
 2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
 3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人在心会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県常陸太田市内堀町 3 4 5 6

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2 0 年 1 月 1 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 0 年 4 月 1 4 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	根本 康子	診療所管理者
理 事	根本 真理子	
同	根本 孝行	
同	根本 昭子	
監 事	金田 文夫	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

〔別 紙〕

様式 1

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード又は介護 事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人在心会 やまぶき歯科 表参道デンタルオ フィス	1 2 3 0 4 3 8 1 3 8 3 5 7 9	茨城県常陸太田市内堀 町 3 4 5 6 東京都渋谷区神宮前 3-2 2-1 神宮前スクエア 2F	なし

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

付帯業務は行っていない

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

付帯業務は行っていない

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 2 5 日 令和 7 年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人在心会

所在地 茨城県常陸太田市内堀町 3 4 5 6

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	223,581 千円
2. 負 債 額	131,581 千円
3. 純 資 産 額	92,000 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	40,964
B 固 定 資 産	182,617
C 資 産 合 計 (A + B)	223,581
D 負 債 合 計	131,581
E 純 資 産 (C - D)	92,000

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 在心会
所在地 常陸太田市内堀町3456

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 8 年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	40,964	I 流 動 負 債	1,985
II 固 定 資 産	182,617	II 固 定 負 債	129,595
1 有 形 固 定 資 産	31,223		
2 無 形 固 定 資 産	151,394	負 債 合 計	131,580
3 そ の 他 の 資 産	0	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	0
		1 代 替 基 金	0
		2 その他利益剰余金	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	92,000
		純 資 産 合 計	92,000
資 産 合 計	223,581	負債・純資産合計	223,581

様式 4 - 2

法人名 医療法人 在心会

※医療法人整理番号

所在地 常陸太田市内堀町3456

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	203,696
2 事業費用	205,624
本来業務事業損失	1,928
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損益	1,928
II 事業外収益	2,869
III 事業外費用	0
経常利益	941
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	941
法人税等	7,832
当期純損失	6,891

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人在心会

理事長 根本 康子 殿

私は、医療法人在心会の令和5年度会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年7月1日
医療法人在心会
監事 金田 文夫

